

「デジタル人材育成確保及びデータ利活用促進事業」業務委託に係る企画提案実施要領

1 目的

本要領は、「デジタル人材育成確保及びデータ利活用促進事業」業務を委託するものを決定するための提案作成について必要な事項を定める。

2 委託業務の内容

- (1) デジタル人材育成・確保事業
 - ア DXに寄与する人材の育成
 - イ DX機運を醸成するためのコミュニティの形成による人材確保
- (2) データ利活用促進事業
 - ア データリテラシー研修
 - イ EBPM 研修

※ なお、本業務に係る基本事項については、「デジタル人材育成確保及びデータ利活用促進事業」業務委託仕様書によるものとする。

3 事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県総合政策部デジタル推進課 DX 推進班
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 鹿児島県行政庁舎 8 階
電話：099-286-2436
メールアドレス：dx@pref.kagoshima.lg.jp

4 選考方法

企画提案（プロポーザル）方式

5 企画提案に係る参加資格

本企画提案の提出に参加できる者は、単体企業又は共同企業体（以下「JV」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、単体企業はJVの構成員として、またJVの構成員は単体企業として参加することはできない。

- (1) 法人であること。
- (2) 次の各号いずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 鹿児島県より指名停止措置を受けている者
 - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

6 説明会

実施しない。

7 質問書

本要領に関して疑義があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を受けることができる。

- (1) 提出先
3に同じ。
- (2) 提出方法
質問書は、電子メールにより提出するものとし、提出期限まで随時受付を実施する。
- (3) 提出期限
令和7年4月30日(水)午後5時
- (4) 回答
提出期限までに受け付けた質問書に係る回答は、鹿児島県公式ホームページ上において令和7年5月9日(金)までに公開する。

8 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、参加申込書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出先
3に同じ。
- (2) 提出方法
参加申込書は、電子メールにより提出すること。
- (3) 提出期限
令和7年5月16日(金)午後5時

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出先
3に同じ。
- (2) 提出方法
企画提案書等は、電子メールにより提出すること。
※ メール一通当たりのファイル容量が5MBを超えないものとし、圧縮した形式でファイルを送付しないこと。(5MBを超える場合には別途、県が指定した方法により提出すること。)
- (3) 提出期限
令和7年5月23日(金)午後5時
※ 提出期限までに書類が提出されない場合、辞退したものとみなす。
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案書
企画提案書（様式3）に、次の内容を掲載した企画書（任意様式）を添付して提出すること。
 - (ア) 実施する事業の概要
 - (イ) スケジュール（当該事業各項目に係るスケジュール）
 - (ウ) 提案内容（実施しようとする具体的内容）
 - (エ) 会社等概要書（現在の事業内容、登記簿又は定款の写し）※ JVでの提案の場合、構成企業分も提出のこと。また、協働企業体協定書（任意様式）を提出すること。
 - イ 参考見積書
 - (ア) 各積算項目の単価並びに数量等内訳を記載すること。
 - (イ) 事業を実施するに当たっての一切の費用を積算すること。
 - (ウ) 各項目は税抜価格とし、別途消費税額（地方消費税を含む）を併記すること。※ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。
 - ウ 業務実績書（様式4）
- (5) その他
 - ア 企画書の提案は1社につき1案に限る。
 - イ 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
 - ウ 採用された企画書の使用権は県に帰属する。
 - エ 受託者決定後は、県と協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正または変更する場合がある。

10 提案内容

提案内容には、仕様書に記載する業務内容に加え、本業務の目的の達成に必要な、より効果的なアイデア等がある場合は、そのアイデア等を含めること。また、想定する業務の実施場所、従事体制、人員配置体制等についても記載すること。

11 提案限度額

提案限度額（消費税を含む。）は次のとおりとし、この金額を超えて提案することはできない。提案限度額を超えて提案を行った場合は、失格とする。

なお、この金額は、契約時の予定価格を示したのではなく、契約内容の規模を示したものであることに留意すること。

限度額 8,572,000 円（税込）

12 選定方法及び選定結果

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価し、特に内容が優れた者（最優秀提案者と選考された者）を本委託事業の契約相手方の候補者とする。

なお、審査に際しては、下記の日程で実施する企画提案のプレゼンテーションの場を設けることとし、応募者は提案内容について説明を行うこと。

ア 日時

令和7年5月29日(木)予定（詳細は応募者に別途通知する。）

イ 場所

鹿児島県庁内会議室又はオンライン（詳細は応募者に別途通知する。）

ウ 説明時間等

説明は15分以内とする。説明終了後10分程度の質疑応答の時間を設ける。

(2) 選考結果

選考結果は企画提案者全員に対し電子メールにより通知する。

13 契約

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき県と委託契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、11に定める額を上限とする。

(3) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

14 契約保証金

委託業務に係る契約保証金は免除する。

15 公平な企画提案の確保

(1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案者は、契約候補者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を企画提案に参加させないことがある。

16 その他

(1) 本調達の提案に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。

(3) 提出された提出書類は返却しない。

(4) 県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。